

# 会 則

日本ジェットスキー協会

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本ジェットスキー協会（英文名 Japan Jet Ski Boating Association 略称 JJSBA）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を兵庫県に置き、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び活動

(目 的)

第 3 条 本会は、ジェットスキー(川崎重工業株式会社の登録商標)によるマリンスポーツの振興を目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 国内ジェットスキーマリンスポーツの振興に関する事。
- ② 国際的なジェットスキーマリンスポーツの普及振興に関する事。
- ③ 海上道徳の高揚に関する事。
- ④ 走行水面確保に関する事。
- ⑤ 国内ジェットスキー競技規則の制定に関する事。
- ⑥ 国内ジェットスキー競技の開催又は指導に関する事。
- ⑦ その他本会の目的を達成するために必要な活動。

## 第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会会員の種類及び会員となる資格は、次の通りとし、特別法人会員、法人及び賛助会員は代表者1名を届けなければならない。  
代表者を変更した場合も同様とする。

① 特別法人会員

本会の趣旨に賛同するジェットスキー生産会社及び国内総発売元会社。

② 法人会員

本会の趣旨に賛同する特別法人会員の販売店（ARK）。

③ 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、入会を希望する法人。

④ 個人会員

本会の趣旨に賛同し、入会を希望するジェットスキー所有者及び愛好者。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

- 第 7 条 1. 会員は別に定める入会金及び会費を納めなければならない。  
2. 入会金は入会時、会費は全額を一時に払い込まなければならない。  
3. 既収の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

- 第 8 条 会員は次の事由により、その資格を喪失する。  
① 退 会  
② 除 名  
③ 解 散

(退 会)

- 第 9 条 会員が退会しようとするときは、その事由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

(除 名)

- 第 10 条 会員が次の各号の 1 に該当するときは、理事会の議決によって除名することができる。  
① 本会の名誉を傷つけ又は信用を失う行為があったとき。  
② 会費を 6 ヶ月以上滞納したとき。

(権利の喪失)

- 第 11 条 退会したもの又は除名された者は、会員としての一切の権利を失う。

## 第4章 役員

(役員)

- 第 12 条 本会に次の役員を置く。
- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 会 長   | 1 名                     |
| 副 会 長 | 2 名以内                   |
| 専務理事  | 1 名                     |
| 理 事   | 16 名以内(会長、副会長、専務理事、を含む) |
| 監 事   | 2 名以内                   |

(役員を選任)

- 第 13 条
1. 役員は特別法人会員とその構成員及び、大会開催に深く関与する法人会員の代表者から選任する。
  2. 会長は特別法人会員の構成員から選任する。
  3. 副会長、専務理事、理事、監事は、理事会の推薦により会長が指名する。
  4. 役員にあつて、特別法人会員又は法人会員より代表者変更届けがあつた場合、理事会の承認を得て、同一法人内の変更を行うことができる。

(役員職務)

- 第 14 条
1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたる時はこれを代理する。
  3. 専務理事は、会務を選任で執行する。
  4. 理事は、理事会を組織し、その会務を執行する。
  5. 監事は、本会の財産及び業務執行の状況を監査する。

(役員任期)

- 第 15 条
1. 役員任期は、2 年とする。
  2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(役員解任)

- 第 16 条 役員が次の各号の 1 に該当するときは、理事会の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。
- ① 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
  - ② 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第 17 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、理事会の承認を得て、有給とすることができる。

## 第5章 会 議

(理 事 会)

第 18 条 理事会は、会長、副会長、専務理事、及び理事をもって構成する。

(理事会の開催)

第 19 条 1. 理事会は、必要に応じて会長が招集する。  
2. 会長は過半数以上の理事会の構成員から文書により理事会の開催要請があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議 決 事 項)

第 20 条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- ① 会則の変更。
- ② 役員を選任及び解任。
- ③ 会員加入の承認。
- ④ 活動計画及び収支予算。
- ⑤ 活動報告及び決算。
- ⑥ 解散。
- ⑦ 残余財産の処分。
- ⑧ その他本会の運営に必要な諸規則の作成及び変更。

(開 催 通 知)

第 21 条 1. 会長は、理事会の日時、場所、及び理事会に提出する議題を、少なくとも理事会を開催する5日前までに、理事に通知しなければならない。  
2. 前項の通知を行った後において緊急を要する付議事項が生じたときは、前項の通知の手続きを省略することができる。

(緊 急 動 議)

第 22 条 理事会において出席理事総数の3分の1以上から緊急を要する事項について、書面により動議がなされたとき、議長は当該動議に関わる議案を理事会の議事に付さなければならない。

(理事会の定足数)

第 23 条 1. 理事会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、会長がその議長となる。  
2. 理事会の議決は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。  
3. やむを得ない理由により理事会に出席することができない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 24 条 1. 会長は、理事会終了後すみやかに次の事項を記載した議事録を作成し、本会の事務局に備えておかななければならない。  
① 開会の日時及び場所  
② 出席者の氏名  
③ 議決の経過  
④ 議決した事項及び賛否の数  
2. 前項の議事録には、理事会の議長および当該理事会に出席した他理事1名の署名を必要とする。

## 第6章 委員会

(委員会)

第 25 条 会長は、本会の円滑な運営を図るため、必要と認める時は諮問機関として委員会を置くことができる。

## 第7章 事務局

(事務局)

第 26 条 1. 本会に事務局をおく。  
2. 理事会により選任された事務局長は、事務局を総括する。  
3. 事務局の運営に必要な諸規定及び職員に関する事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(活動年度)

第 27 条 1. 本会の活動年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。  
2. 会長は、毎活動年度終了と共に、次の書類を作成し、理事会開催日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。  
① 活動報告書  
② 収支に関する決算書  
③ 財産目録  
3. 監事は、前項の書類を監査し、監査報告書を作成して理事会に報告しなければならない。

(資産の構成)

第 28 条 本会の資産は、入会金、会費、寄付金、雑収入、その他をもってこれに充当する。

(経費の支弁等)

第 29 条 1. 本会の経費は、資産をもって支弁する。  
2. 毎活動年度に剰余金及び損失金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

## 第9章 雑 則

(清算)

第 30 条 本会が解散したときは、会長がその清算人となる。

(解散)

第 31 条 本会が解散したときの残余財産の処分は、理事会で議決する。

## 第 10 章 附 則

(委 任)

第 32 条 本会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(会則の施行)

第 33 条 本会則は、昭和 59 年 10 月 1 日に制定し、同日施行する。  
本会則は、昭和 61 年 8 月 1 日に改定し、同日施行する。  
本会則は、昭和 63 年 5 月 7 日に改定し、同日施行する。  
本会則は、平成 11 年 3 月 4 日に改定し、同日施行する。  
本会則は、平成 15 年 8 月 1 日に改正し、同日施行する。  
本会則は、平成 18 年 2 月 9 日に改正し、同日施行する。  
本会則は、平成 28 年 10 月 6 日に改正し、同日施行する。